

令和 8 年 9 月 1 6 日

一般社団法人日本ホテル協会
会 長 蔭 山 秀 一

令和 9 年度税制改正要望

赤字が更新箇所

1. 物価高対策

(1) 交際費の飲食接待費の非課税上限の引上げと特例の延長

物価の高騰に対応し、飲食接待費の非課税上限 1 万円を 2 万円に引き上げる
とともに、交際費の特例（資本金 100 億円以下：1/2、中小企業：800 万円ま
で損金算入）を延長願いたい。

(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置等の延長

都市部を中心に地価が上昇しているところ、評価額の 60%を上限に 5%ずつ
引上げるといふ現行の負担調整措置及び条例減額制度を延長願いたい。

(3) 固定資産税（建物）の最終残価率到達年数の短縮

建築費の高騰により再建築価格を基にする評価額が上がるため、建物が古く
なっても固定資産税が下がらないという問題がある。また、ホテル・旅館の最
終残価率到達年数は 45 年であるが、顧客満足度を維持するために頻繁に施
設・設備を更新せざるを得ず、宿泊 4 団体の調査では 32 年が適当であるとの
結果が出ている。こうした実態を踏まえ最終残価率到達年を見直していただき
たい。

(4) 産業競争力強化法の計画認定の再開

建築費の高騰により、ホテルの建て替え計画の中止・遅延が相次いでいる。
このため、宿泊業に関して産業競争力強化法の計画認定に基づく特例を復活
し、投資の範囲内で所得金額の 100%まで繰越控除を可能としていただきた
い。

(5) 印紙税の廃止または非課税上限の引上げおよびキャッシュレス決済に係る見直し

経済のデジタル化に伴い合理性が失われている印紙税については、廃止する
か、平成 26 年以来変わっていない領収書に係る非課税限度の 5 万円未満を 10

万円未満に引き上げていただきたい。また、スマホ等によるバーコード決済時に、チャージ型（プリペイド式）は課税、デポジット型（クレジット紐付け）は非課税とされているが、事業者側が課税非課税を判断するのは極めて困難なので、一律非課税としていただきたい。

（６）食料品の消費税減税の実施に当たっての手当て

食料品の消費税減税の実施に当たっては、システム改修に対する補助や外食控え対策など、十分な手当てをお願いしたい。

（７）減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し

平成 10 年以来変わっていない、少額償却資産（全額損金算入）の取得価額基準 10 万円未満及び一括償却資産（一括して 3 年間で償却）の取得価額基準 20 万円未満を引き上げていただきたい。

2. 観光立国推進基本計画の推進

（１）観光人材投資促進税制の創設

深刻な人手不足対策として、宿泊業を対象に、賃上げ、新規雇用者の給与の引上げ、教育訓練費の増加に対する税額控除をお願いしたい。

（２）宿泊業の危機対応準備金制度の創設

コロナ禍において 42 年分の利益に相当する損失を計上したこと、インバウンド依存により海外リスクが高まっていることを踏まえ、パンデミック、大災害、国際紛争などにより宿泊需要が消失する事態に備え、危機対応準備金を積み立てる際の損金算入を認めていただきたい。

（３）サイバーセキュリティ投資促進税制の創設

フィッシングやランサムウェアの被害の多発に対応し、サイバーセキュリティ対策につき、税額控除又は特別償却をお願いしたい。

（４）外国人旅行者向け消費税免税制度の維持

インバウンド観光の競争力を維持するため、外国人旅行者向け消費税免税制度を維持願いたい。

3. その他

（１）中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の延長

中小企業投資促進税制（特別償却 30%又は税額控除 7%）及び中小企業経営強化税制（認定計画に基づき即時償却又は 10%税額控除）を延長願いたい。

(2) 事業承継税制の特例措置の恒久化等

事業承継税制の特例措置（贈与税・相続税の100%猶予）を恒久化願いたい。

また、取引相場のない株式の評価方法の見直しは、中小企業の事業承継に多大な影響を及ぼすため、極めて慎重な検討をお願いしたい。

以 上